



第38回 男性受刑者の髪型 丸刈り強制事件

人権擁護委員会 委員 市川 洋樹 (70 期)

1 事案の概要

申立人によれば、東京拘置所において、未決拘禁者から既決拘禁者になった時、申立人が拒絶しているにも関わらず、無理矢理力づくでバリカンにより坊主にされたとのことである。当会は、2026（令和8）年1月26日に、申立人の髪型についての自己決定権（憲法13条）を侵害したものと判断し、東京拘置所に対して、調髪の根拠とされている規則及び訓令に規定されている髪型について、性別による区別を廃止し、受刑者の性別を問わず適用される合理的な基準に改めるよう勧告をした。

2 受刑者の髪型

受刑者の髪型に関する諸規定は、正確には当会ウェブサイトに記載されている勧告書等をご参照いただきたいものの、大要、法務大臣が定めた訓令では、男性受刑者は残刑期3か月以内の者等の一定の場合を除いては、原型刈り又は前五分刈り（以下、両者を合わせ「丸刈り」という）を髪型としている。一方で、女性受刑者は、「華美にわたることなく、清楚な髪型」とされており、差異がある。

3 男性受刑者の髪型の問題点

男性受刑者の髪型を丸刈りにしている理由として、衛生上の必要があること、受刑者が経理作業として多数の受刑者の調髪を担当しており、その技量には限界があること、受刑者が逃走したときに発見しやすいことなどが主張されているものの、未決拘禁者及び女性受刑者の髪型を丸刈りとしておらず、そのために処遇上特段の不都合が生じているとはいえないことから、丸刈りを強制することの合理的な理由はないと考えられる。

本件だけでなく日本弁護士連合会、他の弁護士会においても男性受刑者の髪型に関する人権救済申立事件で、丸刈りを強制しないよう処置した例がある。筆者としては、男性受刑者の髪型を原則として丸刈りとしていることが、拘禁目的との関係で過剰な制限との理解が浸透していると考えている。

4 最後に

髪型への社会の考え方は、日々変わっていく。近年、甲子園の優勝チームが丸刈りの髪型でなかったこともニュースになった。一方で、刑務所に関する規定をはじめ、流動的に変わらないものがあり、それを形式的に運用すれば、時代に沿わないことになる。

大阪弁護士会が処置したものは、「法務大臣が定めた「被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令」第6条第2項を改め」受刑者に丸刈りを強制しないよう勧告する内容であり*1、本件も調髪の根拠とされている規則及び訓令を改めることを法務大臣に上申するよう勧告している。筆者としては、受刑者の調髪の根拠とされている諸規定について、髪型だけでなく諸規定全体が時代に即していないと考える部分もある。本件だけではなく、刑務所での処遇を今後どのようにすれば、より受刑者の更生を促し社会復帰を図ることになるのか、考えた一件である。理想論かもしれないものの、例えば刑務所が受刑者の不満を処理する業務が減少すれば、刑務所は別のことにリソースを注げるようになる可能性がある。本件勧告が、受刑者の髪型をはじめ、受刑者の処遇に関する規定について時代に沿うよう変わる契機になることを願っている。

*1：大阪弁護士会ウェブサイト https://www.osakaben.or.jp/01-aboutus/committee/room/jinken/03/2024_0308_01.php